

## 報告第20号

### 大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、市町村の条例で定める行事の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権の放棄が個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例の適用対象とされたことに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、当該特例の適用の要件である放棄の期間の始期が同年2月1日とされていることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年7月9日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年7月28日

大阪市長 松井一郎

### 大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第45条の5を附則第45条の6とし、附則第45条の4を附則第45条の5とし、附則第45条の3中「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）」を「新型コロナウイルス感染症特例法」に改め、同条を附則第45条の4とし、附則第45条の2の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第45条の3 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求

権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第29条第1項第1号に掲げる寄附金又は同項第2号に掲げる金銭を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。

- 2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は第29条第1項第1号に掲げる寄附金若しくは同項第2号に掲げる金銭の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が200,000円を超える場合には、200,000円）をいう。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から同年10月31日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して当該入場料金等払戻請求権を行使した日から令和3年1月31日までの期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、この条例による改正後の大阪州市税条例附則第45条の3の規定を適用する。

(参照)

〔 傍線は削除  
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

附 則

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等）

第45条の2 省 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第45条の3 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対

応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第29条第1項第1号に掲げる寄附金又は同項第2号に掲げる金銭を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は第29条第1項第1号に掲げる寄附金若しくは同項第2号に掲げる金銭の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が200,000円を超える場合には、200,000円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第45条の3 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき 新型コロナウイルス  
第45条の4 新型コロナウイルス

ス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2  
ス感染症特例法

年法律第25号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第13条第1項の  
規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和16年度」とする。

第45条の4－第45条の5 省 略  
第45条の5 第45条の6

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略